

香川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第14号**

香川県職員定数条例の一部を改正する条例  
香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局並びに水道局及び病院局（以下「<u>事務部局等</u>」という。）の一般職の職員（教育長、<u>会計管理者</u>及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。）<u>2,970人</u></p> <p>(2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>250人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p><u>水道局の職員</u> 88人</p> <p><u>病院局の職員</u> <u>1,160人</u></p> <p>計 <u>4,607人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、<u>海区漁業調整委員会及び企業管理者の事務部局</u>の一般職の職員（教育長、<u>副出納長</u>及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員（(2)及び(3)に掲げる職員を除く。）<u>3,000人</u></p> <p>(2) 保健医療大学及び医療短期大学の職員 69人</p> <p>(3) <u>県立病院及びがん検診センターの職員</u> <u>1,188人</u></p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>317人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p><u>企業管理者の事務部局の職員</u> 88人</p> <p>計 <u>4,732人</u></p> <p>2 略</p>

(職員の定数の配分)

第4条 第2条第1項に掲げる職員の定数の当該事務部局等内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

(職員の定数の配分)

第4条 第2条第1項に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。